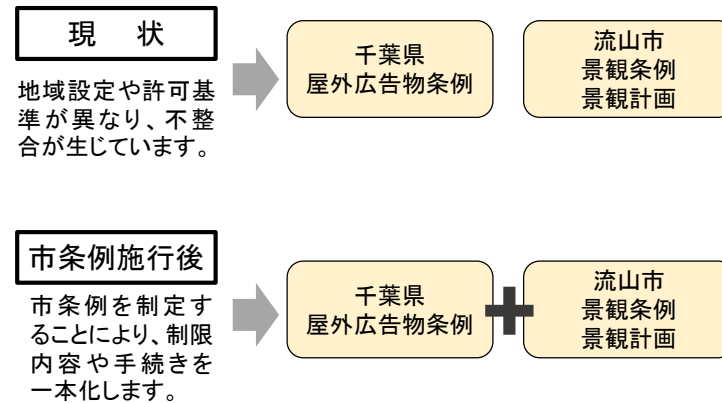


（仮称）流山市広告物条例（素案）の概要

01 条例制定の目的

現在、本市における屋外広告物等については、千葉県屋外広告物条例（以下「県条例」）及び流山市景観条例・流山市景観計画（以下「景観条例」・「景観計画」）により、規制・誘導を行っております。

県条例と景観条例では、屋外広告物等の制限に関する地域の設定や基準が異なるといった不整合が生じています。そこで、「（仮称）流山市広告物条例」を制定し、基準や手続きを一本化することにより、良質なまちを創出するとともに、良好な景観の形成に寄与することを目的としています。

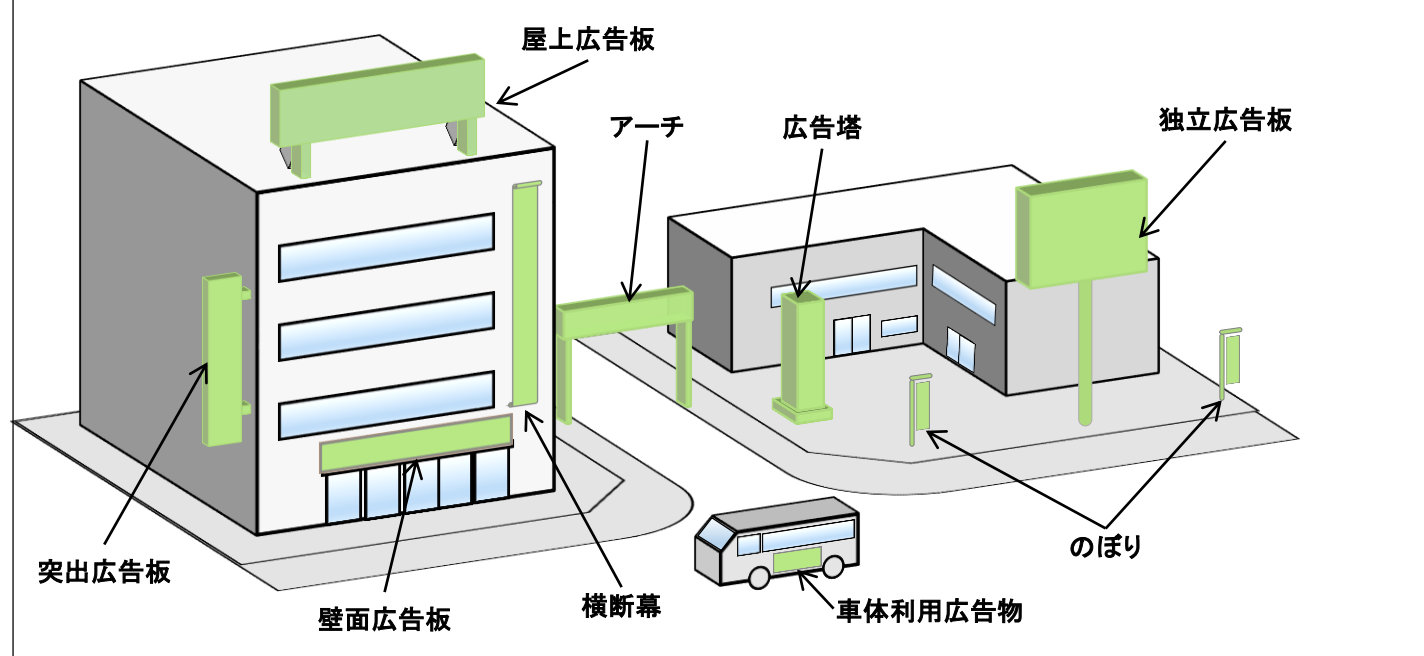


02 屋外広告物等とは

屋外広告物等とは、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（広告板の板面やそれを支える柱等）のことをいいます。また、屋外広告物とは、次の要件を全て満たしているものをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

【屋外広告物等の例】



【屋外広告物等に該当しないものの例】

- ・街頭で配布されるビラやチラシ
- ・建物等の屋内に設置される広告物

03 市条例の内容

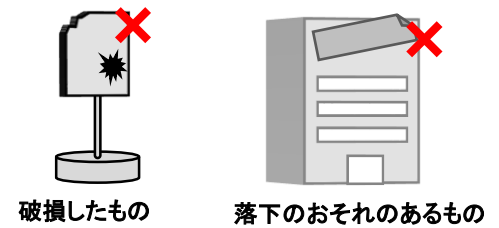
資料1
（意見交換会配布資料）

1 禁止屋外広告物等

市条例第7条

禁止屋外広告物等とは、表示又は設置してはならない屋外広告物等を規定しようとするものです。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

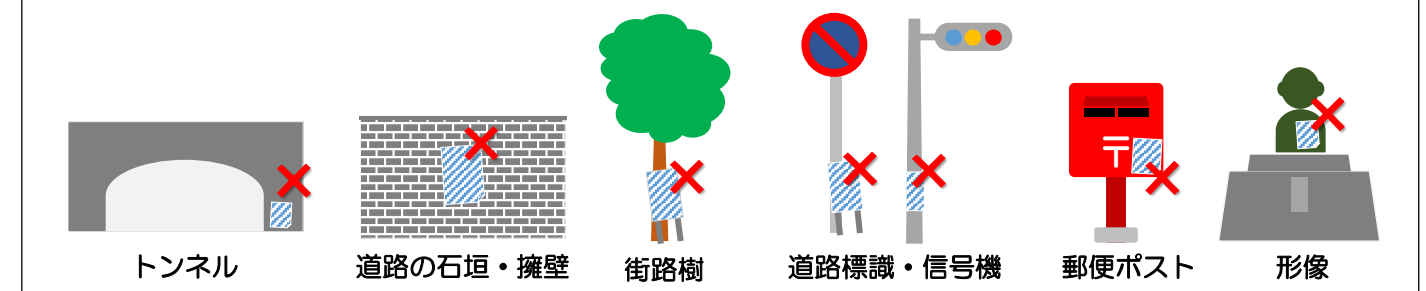


2 禁止物件

市条例第9条

禁止物件とは、道路構造物、高架構造物、街路樹、道路標識及び信号機等において、原則として屋外広告物等の表示又は設置を禁止している物件のことをいいます。

【禁止物件の例】



3 県条例と景観計画の区分を包括した規制地域・制限内容の設定

市条例第8条

県条例の規制地域である、禁止地域と許可地域の2種類と、景観計画区域（景観重点区域（つくばエクスプレス沿線整備区域、新川耕地区域、利根運河区域、流山本町区域）、景観重点区域以外の区域）を踏まえ、市条例では5種類の規制地域を設定し、区分ごとの制限を定めることとしています。（右図参照）

景観計画では、色彩基準を制限していますが、県条例では、色彩基準の制限はありません。

県条例と景観条例を一本化することにより、制定される市条例の制限内容に、色彩基準を制限することとしています。

	県条例の地域	
	禁止地域	許可地域
景観計画の区域	重点区域 ・つくばエクスプレス沿線整備区域 ・新川耕地区域 ・利根運河区域	1種 3種
	重点区域（流山本町区域）	4種
重点区域外	2種	5種

4 広告物等を設置する者・広告主の責務を追加

市条例第5条

市条例第6条

広告物等の設置にあたっては、看板業者と広告の設置主それぞれが条例の規定を遵守する必要があることから、その責務について定めることとしています。

5 事前協議の義務化

市条例第30条

市条例第32条

市条例の許可申請及び届出を行う前に、景観条例に基づく事前協議を義務付けることとしています。

6 特定屋内広告物に関する制限を追加

市条例第2条

市条例第31条

特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示・設置する広告物が対象ですが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を行うこととしています。



窓の外側に貼付けたポスター
⇒「屋外広告物」に該当



窓の内側に貼付け、屋外向けに表示するポスター
⇒「特定屋内広告物」に該当

7 経過措置

市条例第35条

附則

市条例が施行されたことにより、現在、県条例において許可されている屋外広告物等において、許可基準により不適合となる広告物等については、**最長3年間**の移行期間を設けることとしています。

Q&A

Q

特定屋内広告物で、窓ガラスに貼り付けたポスターは、どんな小さなものでも掲出不可となるのですか？

A

いいえ。第1種、第3種及び第4種規制地域においては、特定屋内広告物を開口部等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計面積の1/10以下であれば掲出可能です（※）。第2種・第5種規制地域においては、1/5以下であれば掲出可能です。

※開口部等の面積制限の他、壁面広告物の面積に算入することとしています。

Q

彩度とは何ですか？また、彩度に関する制限内容はどのようなものですか？

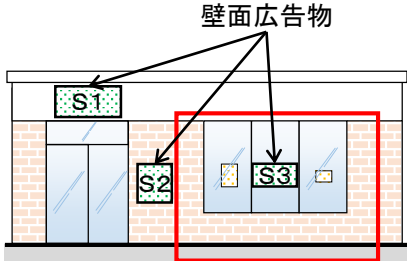
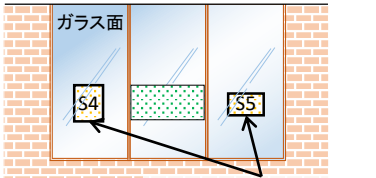
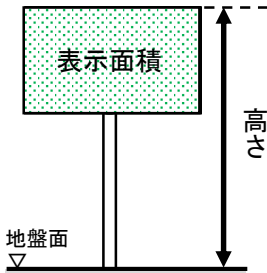
A

彩度とは、色彩の3属性（色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ））の一つで、色の「鮮やかさ」の度合いをいいます。市条例では、表示面積の1/2の部分に彩度の上限を設けることとしています。

04

許可基準等について

資料1
（意見交換会配布資料）

		規制地域					
		項目	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
壁面広告物	 壁面広告物 総表示面積 = S1 + S2 + S3	地色	黒色又は原色を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を阻害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。				
		彩度(※1)	6以下	10以下	8以下	6以下	10以下
		壁面広告物の総表示面積	1壁面につきその壁面面積(開口部を除く。)の1/10かつ5㎡以下(※2)	1壁面につきその壁面面積(開口部を含む。)の1/5以下かつ5㎡以下(軒高7mを超える建築物は、10㎡以下)	1壁面につきその壁面面積(開口部を除く。)の1/10以下	1壁面につきその壁面面積(開口部を含む。)の1/5以下	
		開口部への設置	設置不可	開口部の1/5以下	設置不可	開口部の1/5以下	
特定屋内広告物	【上図の赤線で囲った部分の拡大図】  特定屋内広告物の総表示面積 総表示面積 = S4 + S5	特定屋内広告物の総表示面積	特定屋内広告物等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計の1/10以下(※3)	窓その他の開口部の1/5以下	特定屋内広告物等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計の1/10以下(※3)	窓その他の開口部の1/5以下	
独立広告物	 表示面積 高さ 地盤面	地色	黒色又は原色を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を阻害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。				
		彩度(※1)	6以下	10以下	8以下	6以下	10以下
		1面当たりの表示面積	3㎡以下	3㎡以下	—	—	30㎡以下
		総表示面積	—	—	15㎡以下	10㎡以下	—
		上端の高さ	建築物の高さ以下かつ7m(建築物がない場合は7m)以下	7m以下	建築物の高さ以下かつ10m(建築物がない場合は10m)以下	建築物の高さ以下かつ7m(建築物がない場合は7m)以下	10m以下
		表示個数	1敷地当たり1個以下(ただし、道路に2面以上接している場合は、各面に対し、1個以下(最大3個まで))	1敷地当たり3個以下	1敷地当たり1個以下(ただし、道路に2面以上接している場合は、各面に対し1個以下。この他、駐車場等の誘導表示については、1敷地当たり1個以下)	1敷地当たり3個以下(ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、3個以下)	

※1 表示面積の1/2以上の部分の彩度（色の鮮やかさの度合い）をいいます。
 ※2 一部許可基準の異なる地域があります。
 ※3 特定屋内広告物に表示する面積は、壁面広告物の総表示面積に加算されます。

（上表は代表的な許可基準であり、他にも許可基準があります。）

問い合わせ

流山市都市計画部都市計画課

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
 電話：04-7150-6087（直通）
 E-Mail：toshikei@city.nagareyama.chiba.jp